



# 埼玉県報

第 2 2 3 6 号  
平成22年11月16日  
火 曜 日

## 目 次

### 告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [埼玉県防災情報システム機器賃貸借に係る公示\(消防防災課\)](#)
- [圏央鶴ヶ島IC周辺地域整備基本構想に係る戦略的環境影響評価報告書の計画等策定者の氏名等の公告及び縦覧\(環境政策課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の終了\(用地課\)](#)
- [県道二本木飯能線の区域変更\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [異議申立てに対する決定書謄本の公示送達\(交通指導課\)](#)

## 告 示

埼玉県告示第千四百四十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年十一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年十一月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人岩槻まちづくり市民協議会

三 代表者の氏名

加藤 三郎

主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市岩槻区大字上野三二番地四

五 定款に記載された目的

この法人は、岩槻区内各分野で活躍している団体、区民の知恵と経験を結集し、さまざまな提案及び推進活動を行うことにより、にぎわいと魅力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

# 告示

埼玉県告示第千四百四十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十一月十六日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県防災情報システム機器賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県危機管理防災部消防防災課応急対策・訓練担当 埼玉県さいたま市浦和  
区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成22年10月29日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋2丁目15番12号
- 5 落札金額  
267,624,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成22年9月17日

## 告 示

埼玉県告示第千四百五十号

圏央鶴ヶ島IC周辺地域整備基本構想に係る戦略的環境影響評価報告書の計画等策定者の氏名及び住所等について公告し、及び当該報告書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 計画等策定者の氏名及び住所

イ 氏名

埼玉県知事 上田 清司

ロ 住所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

二 対象計画等の名称及び種類

イ 名称

圏央鶴ヶ島IC周辺地域整備基本構想

ロ 種類

複合事業（工業団地の造成、研究所用地の造成、流通業務施設用地の造成）

三 縦覧期間

平成二十二年十一月十七日（水）から同年十二月十七日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。）

四 縦覧の時間及び場所

イ 時間

午前九時から午後四時三十分まで

ロ 場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県西部環境管理事務所

埼玉県東松山環境管理事務所

鶴ヶ島市生活環境課

川越市環境政策課

狭山市生活環境課

坂戸市環境政策課

日高市企画課

五 意見書の提出

当該報告書について環境の保全と創造の見地からの意見を有する者は、計画等

策定者に対し、環境への配慮に関する意見書を提出することができる。

イ 提出期間

平成二十二年十一月十七日（水）から同年十二月十七日（金）まで

ロ 提出先

埼玉県産業労働部企業立地課

# 告 示

埼玉県告示第千四百五十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラパーク蓮田

蓮田市東四 四千二百五十八 二外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時（但し年間百二十日に限り午前九時）から午後九時

（変更後）午前九時から翌午前一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時三十分から午後十時

（変更後）午前八時三十分から翌午前一時三十分

## 八 変更年月日

平成二十二年十一月二十六日

## 二 届出年月日

平成二十二年十一月八日

## 二 縦覧期間

平成二十二年十一月十六日から平成二十三年三月十六日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県利根地域振興センター

埼玉県東部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

平成二十二年十一月十六日から平成二十三年三月十六日まで

### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

# 告 示

埼玉県告示第千四百五十二号

測量計画機関の長である埼玉県東松山農林振興センター所長松岡俊和から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年十一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

埼玉県東松山農林振興センター

二 作業種類

公共測量（確定測量 土地改良事業（ほ場整備）上福田地区）

三 作業地域

比企郡滑川町大字福田地内

四 作業期間

平成二十二年九月十五日から平成二十三年三月二十五日まで



# 告 示

埼玉県告示第千四百五十二号

測量計画機関の長である川越市長川合善明から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年十一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

川越市

二 作業種類

公共測量（都市計画基本図修正業務）

三 作業地域

川越市全域

四 作業期間

平成二十二年九月二十一日から平成二十三年三月十八日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第千四百五十四号

測量計画機関の長である三郷市長木津雅晟から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年十一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

三郷市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

三郷市全域

四 作業期間

平成二十二年九月十六日から平成二十三年三月十一日まで

# 告 示

埼玉県告示第千四百五十五号

測量計画機関の長である入間市長木下博から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年十一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

入間市

二 作業種類

公共測量（二級基準点測量、三級水準測量観測）

三 作業地域

入間市東町六丁目及び大字下藤沢地内

四 作業期間

平成二十二年十月二十日から平成二十三年三月二十五日まで

# 告 示

埼玉県告示第千四百五十六号

測量計画機関の長である三芳町長鈴木英美から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年十一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 測量計画機関  
三芳町
- 二 作業種類  
公共測量（空中写真撮影）
- 三 作業地域  
三芳町全域
- 四 作業期間  
平成二十二年十二月一日から平成二十三年三月十日まで

# 告 示

埼玉県告示第千四百五十七号

測量計画機関の長であるさいたま市長清水勇人から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年十一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 測量計画機関  
さいたま市
- 二 作業種類  
公共測量（一級水準測量）
- 三 作業地域  
さいたま市全域
- 四 作業期間  
平成二十二年十月二十日から平成二十三年三月三十一日まで

# 告 示

埼玉県告示第千四百五十八号

測量計画機関の長である国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所長鹿角豊から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年十一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所

## 二 作業種類

公共測量（道路台帳作成作業（道路敷地調査））

## 三 作業地域

一般国道二二二号 久喜市菖蒲町台地先から南埼玉郡白岡町下大崎地先まで

## 四 作業期間

平成二十二年十月一日から平成二十三年三月二十五日まで

# 告 示

埼玉県告示第千四百五十九号

測量計画機関の長である和光市長松本武洋から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年十一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

和光市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

和光市全域

四 作業期間

平成二十二年十二月一日から平成二十三年三月二十三日まで

# 告示

埼玉県告示第千四百六十号

測量計画機関の長である越生町西和田・河原山土地区画整理組合理事長宮田精一から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年十一月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

越生町西和田・河原山土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（基準点測量、出来形確認測量）

三 作業地域

越生町大字越生、大字西和田の一部

四 作業期間

平成二十二年十月十八日から平成二十三年三月二十五日まで



# 告 示

埼玉県告示第千四百六十一号

測量計画機関の長である宮代町長庄司博光から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年十一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

宮代町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

宮代町全域

四 作業期間

平成二十二年五月二十八日から平成二十三年三月二十五日まで

# 告 示

埼玉県告示第千四百六十二号

測量計画機関の長である埼玉県熊谷県土整備事務所長柳沢一正から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年十一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

埼玉県熊谷県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

熊谷市上川上地内

四 作業期間

平成二十二年十一月八日から平成二十二年十二月二十八日まで

# 告 示

埼玉県告示第千四百六十二号

測量計画機関の長である吉見町長新井保美から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年十一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

吉見町

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

吉見町大字長谷地内外

四 作業期間

平成二十二年十一月十五日から平成二十三年三月二十五日まで

# 告 示

埼玉県告示第千四百六十四号

測量計画機関の長である八潮市長多田重美から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年十一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

八潮市

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量、四級基準点測量、出来形確認測量）

三 作業地域

八潮市大字小作田、大字伊草、大字鶴ヶ曾根、大字二丁目地内の各一部

四 作業期間

平成二十二年十一月十五日から平成二十三年二月二十八日まで

# 告 示

埼玉県告示第千四百六十五号

平成二十二年埼玉県告示第六百八十九号で公示した公共測量（数値図化）は、平成二十二年九月三十日終了した旨測量計画機関の長である春日部長石川良三から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年十一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第千四百六十六号

平成二十二年埼玉県告示第八百四十八号で公示した公共測量（三・四級基準点測量及び現況測量）は、平成二十二年九月三十日終了した旨測量計画機関の長である寄居町長島田誠から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年十一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第千四百六十七号

平成二十二年埼玉県告示第千十八号で公示した公共測量（四級基準点測量・四級水準測量）は、平成二十二年十一月五日終了した旨測量計画機関の長である行田市長工藤正司から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年十一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

埼玉県告示第千四百六十八号

平成二十二年埼玉県告示第六百八十八号で公示した公共測量（基準点測量・平面測量）は、平成二十二年十月二十五日終了した旨測量計画機関の長である埼玉県熊谷県土整備事務所長柳沢一正から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年十一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司



## 告 示

### 埼玉県告示第千四百六十九号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年十一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 作業種別

基本測量（基盤地図情報整備業務）

#### 二 作業期間

（一）平成二十二年十一月十二日から平成二十三年三月二十五日まで

（二）平成二十二年十一月一九日から平成二十三年三月二十五日まで

#### 三 作業地域

（一）行田市、春日部市、草加市、久喜市、蓮田市、坂戸市、吉川市、毛呂山町、滑川町、嵐山町、吉見町、宮代町、白岡町、松伏町

（二）戸田市

# 告示

埼玉県告示第千四百七十号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年十一月十六日

埼玉県知事 上田清司

## 一 作業種別

基本測量（基盤地図情報整備業務）

## 二 作業期間

平成二十二年十二月十四日から平成二十三年三月二十五日まで

## 三 作業地域

越谷市、伊奈町

# 告 示

埼玉県告示第千四百七十一号

平成二十二年埼玉県告示第四百三十五号で公示した基本測量（地理識別子整備業務）は、平成二十二年十月二十九日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年十一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年十一月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月十六日

埼玉県飯能県土整備事務所長 渡 辺 孝 夫

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 二本木飯能線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>飯能市大字阿須字中内手一三八 番二地先から同市大字阿須字松 下三九二番二地先まで</p>	<p>区 間</p>	
<p>一〇・九一〇 三三一・五五</p>	<p>九・七〇〇 三三一・五五</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二四六・〇〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>災害防除工事</p>		<p>備 考</p>

# 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年十一月十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

## 一 許可番号

平成二十二年十一月四日

指令越建セ第二二〇〇一八一号

## 二 検査済証番号

平成二十二年十一月十日

越建セ第二八三一一号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字大島字前二四五―三

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町大字本郷九七〇番地二 ウィンヒルズC一〇三

須賀 高義 須賀 美由紀

# 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年十一月十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十二年九月二十一日

指令越建セ第二二〇〇三四〇号

二 検査済証番号

平成二十二年十一月十二日

越建セ第二九〇 一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町大字須賀字砂河原一四四八 一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡宮代町和戸四丁目四番一〇号 マインドハイム本間二〇二号

山内 勝利 山内 綿菜

# 告 示

埼玉県公安委員会告示第329号

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第48条において準用する同法第42条第2項及び第3項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成22年11月16日

埼玉県公安委員会委員長 岩 間 辰 志

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

異議申立て時の住所 埼玉県草加市神明1丁目4番42号

ハイツタカハシ201号

異議申立人 宮崎 益男

2 公示事項

異議申立人が、行政不服審査法第4条の規定に基づき、平成21年10月13日付けで当公安委員会に提起した異議申立てに係る決定書の謄本は、当公安委員会において保管し、いつでもこれを交付するから、異議申立人は3の機関に出頭の上、受領されたい。

3 書類を保管する機関、所在地及び連絡先

- (1) 埼玉県警察本部交通部交通指導課
- (2) 埼玉県上尾市大字平塚1281番地5
- (3) 048-832-0110（内線761-353）